

79

457

御料局技師林學士鹽澤健著

杉檜林疎伐法 全

東京 有隣堂發兌

西哲

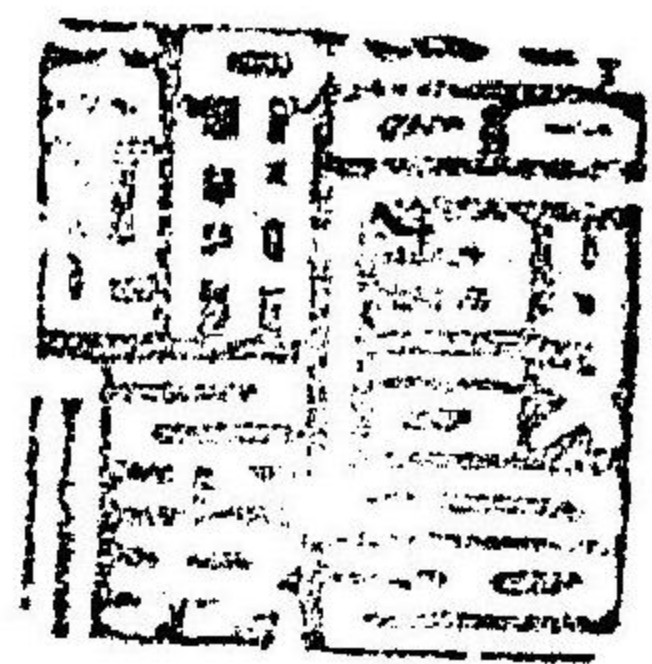
西哲
法在
早之
教之

西哲

明治
37 11 11
内交

苗木の採集

明治三十年十月
苗木の採集



序

疎伐ハ樹林栽植後第一著ノ要件ナリ、杉檜ハ我邦木材中第一ノ要種ナリ、故ニ杉檜ノ疎伐法ハ我邦林業家ノ首トシテ講究スベキ所ナリ。鹽澤學士瀨尻御料林ニ於テ實ニ其第一回疎伐ニ從事シ、而シテ遂ニ此著アリ、言言皆實歴親踐ヨリ出デタルモノ、尋常學士机案上著譯ト同日ノ論ニ非ズ、林業家必要ノ寶典ト謂フヲ得ベシ。

迂老林業ニ志シテヨリ殆ト二十年、學士ノ從事セラレタル御料林ハ即チ迂老ガ櫛風沐雨露宿雲殫ノ跡ナリ、斯書ヲ繙クニ及ンデ轉タ懷舊ノ感ニ禁ヘザルモノアリ。當時世人ノ耳ヲ林業ニ傾クルモノ尙ホ甚罕レニ、迂老ノ千艱萬楚、回顧スレバ自ラ凜然ヲ覺ユルモノアリ、獨リ國家萬一ノ裨益ヲ以テ心ニ誓ヒ、纔ニ今日

アルヲ得タリシナリ。
今ヤ世運上進、人々皆林業ヲ口ニスルノ勢アリ、今日ニ於テ斯業ヲ營ムハ實ニ帆ヲ順風ニ挂クルガ如シ、勞ハ昔日ニ半バニシテ功ハ之ニ倍スルモノアルベシ、希クハ海内ノ志士、眼ヲ國家永遠ノ基礎ニ注ギ、此機運ニ乘シ、奮テ此堅實ナル事業ニ著手セラレシコトヲ、是レ從業者一個ノ私益ニ非ズ、實ニ社會公共ノ福利ヲ増スモノナリ、君國ニ對スル臣民ノ職分ナリ、而シテ此書ハ志士ヲ誘導スル指針ノ一種ニ充ツルモ可ナリ、迂老ハ此ノ如キ實際有用ノ書ガ、實學實踐ノ人ニ因リテ成レルコトヲ喜ビ、御料林ニ於テ學士ト因縁淺カラザルヲ念ヒ、不文ヲ省ミズ、敢テ一言ヲ叙スト云。

癸卯五月

天龍老民 金原明善撰

序

世ハ疑問ト解釋トナリ、林業ニ關スル疑問固ヨリ多々ナルベキモ、就中其ノ解釋ノ必要ニ迫レルモノハ新植林ノ疎伐法ニ在ルヲ感ズ。我靜岡方面ノ如キハ御料林ニ、民林ニ、新植林ノ疎伐ヲ要スルモノ極メテ多ク、而シテ是等ノ新植林ハ如何ナル方法ヲ以テ疎伐ヲ施行スベキヤハ刻下ニ於テ研究スベキ一問題タリ。又造林上植栽ノ疎密ガ林業ノ收入、即チ前收入ト主收入トヲ併セタル上ニ於テ如何ニ得失アルヤノ疑問ノ如キモ、疎伐ノ利用如何ニ依リテ之ヲ解決スルヲ得ベシ。鹽澤君夙ニ林學ヲ修メ、多ク典籍ヲ涉獵スルト同時ニ親シク先進歐洲ノ實況ヲ查察シ、又本邦ニ於ケル造林ノ粹ヲ以テ聞ユル吉野、尾鷲等ヲ巡視シ、其ノ任ニ御料局靜岡支廳ニ在ルヤ、常ニ天龍川沿岸ノ造林地ニ出入シ、

彼ノ四ツ谷丸太ノ養成法ノ如キナモ參酌シテ、其ノ得タル所ニ依リ瀨尻御料林ノ疎伐ヲ實施セリ、顧フニ君ノ斯業ニ於ケル其ノ言フ所、其ノ行フ所、規ニ中リ繩ニ適フコト予ノ信シテ疑ハザル所ナリ。君頃日杉檜林疎伐法ノ著アリ、蓋シ君ガ明敏縝密ナル意見ハ上述ノ疑問ヲ解釋スルニ於テ殆ンド其ノ底蘊ヲ盡セリト謂フベシ、之ヲ梓ニ上シテ江湖ニ頒ツ、其ノ斯業ニ裨益スル所蓋シ鮮尠ナラザルベシ。若シ夫レ詳細ナル批評ニ至リテハ前御料森林業務顧問普魯士國森林參事官志留林虞氏及本多林學博士ノ陳述セル所アリ、予ハ只著者ト深交ノ誼ニ於テ默止スベカラズ、聊蕪辭ヲ述ベ以テ蛇足ヲ添フルノミ。

明治三十七年九月

秋山謙藏識

緒言

杉檜ハ我國特有ノ樹種ニシテ、其ノ用途甚ダ廣ク、林業上最モ主要ナルモノナリ。近年造林事業ノ振興スルヤ、此二樹種ハ御料林ニ於テモ、國有林ニ於テモ、將タ公有林及私有林ニ於テモ、皆主トシテ之ヲ植栽シ、而シテ是等ノ新植林ハ現今漸ク疎伐開始ノ必要ヲ生ジ、尙ホ今後年一年ヲ逐フテ開始ニ申ヌルニ循環ヲ以テシ、疎伐ヲ施行スベキモノ愈將ニ多キヲ加フルニ至ラントス。夫レ疎伐ハ森林ノ手入ニ於ケル最モ緊要ナル事項ニシテ、各樹ノ形質ヲ佳良ニシ、林木ノ生長ヲ旺盛ニシ、施業ノ收益ヲ増殖スル等、總ベテ皆之ニ關係スルモノナルガ故ニ、之ヲ施行スルニ當リテハ、實驗ニ基ヅキ學理ニ戻ラザル適應ノ方法ニ遵ハザルベカラズ。然リ而シテ杉檜林ノ疎伐ハ、從來大和ノ吉野、紀州ノ尾鷲、其

ノ他武州四ツ谷丸太及青梅丸太ノ產地等ニ於テハ、孰レモ多年ノ經驗ヲ以テ造林上及利用上ノ目的ニ適合セル地方固有ノ方法ヲ慣行シ、就中吉野ノ疎伐法ハ最モ集約ニシテ殆ンド間然スル所ナク、我國ニ於ケル林業ノ花トシテ大ニ觀ルベキモノアリ、然レドモ、廣ク世間一般ニ對シテ之ヲ言ヘバ、苗木養成ヨリ林地移植ニ至ル初期ノ造林事業ハ比較的ニ能ク發達セルモ、新林木ノ生長ニ伴フベキ手入トシテ、第二期ノ事業ニ屬スル疎伐ノ施行法ニ至テハ尙ホ遲々トシテ幼稚ノ状態ニ在ルカ如シ、是レ吾曹ノ竊カニ遺憾トスル所ナリト雖モ、今日ノ場合ハ、近年振興セシ造林ノ結果ガ漸ク疎伐開始ノ必要ヲ感ズル時期ニ達セシノミニシテ、則チ林業發達ノ順序トシテハ實ニ已ムヲ得ザル所ナリ。此時ニ當テ疎伐ノ方法ヲ唱道スルハ敢テ無用ノ業ニアラズ、否尤モ緊急ノ要務タルヲ信ズ。

本編ハ去ル明治三十三年、遠州瀨尻御料林ニ於テ杉ノ第一回疎伐ヲ施行セシトキ、著者親シク監督ノ任ニ當リ、己ガ心得ノ爲メ編成セシ箇條書ヲ添削修正セシモノニシテ、杉ト檜トハ疎伐ノ方法粗同一ナルニ依リ、更ニ檜ニモ適用スベキ考ヲ以テ姑ラク表題ノ如キ名ヲ冠セリ。記スル所ノ條項猶ホ不備ニシテ未ダ充分ニ鍛鍊セズ、或ハ注意ノ周到ヲ缺クモノ、或ハ無用ノ贅疣ニ屬スルモノナキニアラザルベキモ、若シ世上ノ造林家ガ其ノ近年ノ植栽ニ係ル杉檜林ニ對シ、現ニ目前ノ必要ニ迫レル所ノ疎伐ヲ施行スル場合ニ於テ多少ノ參考ニ資スル所アラバ、蓋シ望外ノ幸ナリ。

茲ニ本編ニ對シ、前御料局長男爵岩村通俊君ノ題辭、御料局静岡支廳長林學士秋山謙藏君ト、静岡縣山林協會會長金原明善君トノ序文、并ニ前御料森林業務顧問、普魯士國森林參事官志留林虞氏

及農科大學教授林學博士本多靜六君ノ批評ヲ得タルハ、著者ノ尤モ幸榮トスル所ニシテ、微々タル一片ノ小冊子モ之ガ爲メ新タニ一段ノ光彩ヲ添ヘタルヲ歡喜ス。而シテ志留林虞氏ガ、獨逸文ヲ以テ綴リタル批評ニ就キ、御料局技師林學士佐々木和策君ガ、親愛ナル同窓ノ友誼ヲ以テ特ニ翻譯ノ勞ヲ執ラレタルハ、著者ノ亦大ニ多謝スル所ナリ。著者ハ志留林虞氏及本多氏ノ批評ニ依リテ頗ル得ル所アリ、直チニ原稿ノ修正ヲ要スベキモノ一ニ止マラズト雖ドモ、更ニ又辨解ヲ試ミザルベカラザルコト尠ナキニアラズ、而シテ著者ハ今敢テ之ガ修正ト辨解トヲナスヲ好マズ、是レ一ハ批評者ニ對シテ慎重ノ敬意ヲ表スル所以ニシテ、又一ハ大方ノ讀者ガ拙著ノ原稿ト批評トノ對照上ニ於テ多少發明スル所ノモノアルベキヲ念ヘマナリ。

本編ハ前ニ述ベシ如ク專ラ杉及檜ノ疎伐ニ適用スルモノナレ

ドモ、他ノ樹種ノ疎伐ニ就テモ一般ノ注意ハ敢テ之ト大差ナク、則チ本編ニ列記セル主要ノ條項、就中第一章ニ掲グル所ノ通則ハ、亦以テ他ノ樹種ニモ大抵之ヲ應用スルヲ得ベシ、但シ樹種ニ依リ杉ヨリモ尙ホ陽性ナルモノアリ、又檜ヨリモ尙ホ陰性ナルモノアリ、而シテ是等ノ樹種ガ或ハ單純林ヲナシ、或ハ混濬林ヲナシ、或ハ更新法ヲ別ニシ、或ハ作業法ヲ異ニスル等ノ場合ニ於テハ、應用上多少ノ斟酌ヲ加フベキコト固ヨリ論ヲ待タザル所ナリトス。

本編ノ附録トシテ吉野、尾鷲及四ツ谷丸太產地ニ於テ杉檜林疎伐収額調査表、及獨逸森林試驗場組合會議ノ議決ニ係ル疎伐及受光伐試驗實行手續抄譯ヲ添附ス、前者ニ在テハ疎伐ノ本數、歩合及收益等ノ一斑ヲ窺知スルヲ得ベク、而シテ後者ニ在テハ之ニ依リテ本編ニ缺クル所ノモノヲ補フニ足ルベシ。

終ニ臨ミテ聊カ疎伐ノ意義ヲ辨明センニ、疎伐ハ通常間伐ト稱シ、又俗ニぬきヅリト謂フ、本編ニ於テ專ラ疎伐ナル名稱ヲ使用シ、敢テ間伐ト言ハザルハ、是レ間伐ノ間ヲ空隙ノ字義ニ解釋スレバ固ヨリ差支ナキモ、若シ施業上伐採ト收穫トノ關係ニ於テ、主伐ヲ主收穫ニ對スルモノトセバ、間伐ハ間收穫ニ對スルモノトナサバ、ルベカラズ、間收穫ノ間ハ時間的ノ字義ニシテ則チ林木更新ノ後ヨリ主伐ヲナスニ至ルマデノ間ヲ意味スルモノナリ、果シテ然ラバ間收穫ニ屬スベキモノハ單ニ疎伐收穫ノミニ限ラズ、他ノ掃除伐、掃除伐ニ依リ伐採スルモノハ通常無價ナレドモ、又相當ノ價值ヲ有シ間收穫ヲ得ルコトアルベシハ勿論、又被害木若クハ道路障礙木等ニシテ未タ伐期ニ達セザルモノノ伐採ニ關スル臨時ノ收穫モ亦之ニ屬スベシ、故ニ疎伐ヲ間伐ト稱スルハ間收穫ニ對スル關係ニ於テ少シク妥當ナラザルヤ

ノ嫌アルガ如シ。然リ而シテ疎伐ト掃除伐トハ、元來其ノ目的ヲ異ニスルモノナレドモ、同シク林木ノ手入ニ關スル伐採ニシテ、其ノ限界截然トシテ區別シ難キモノアリ、殊ニ天然更新ニ頼リテ成立セル幼林木ニ對シテ最モ然リトス。著者ハ林木手入ノ初ニ於テ造林ノ目的外ニ屬スル他ノ不用ノ樹種ヲ伐採スル場合、若クハ目的ノ樹種ナルモ稚樹ノ發生亂雜ニシテ之ヲ整理スルガ爲メ伐採ヲ要シ、而シテ其ノ伐採シタルモノナ林木生長量ノ外ニ置クベキ場合ヲ、掃除伐トシテ疎伐ト區別スルヲ可トス。疎伐ハ掃除伐施行ノ後ヨリ主伐ヲ施行スルマデノ間ニ於テ林木手入ノ爲メ伐採スル所ノモノニシテ、之ニ依リ伐採セルモノハ林木ノ生長量ニ加ヘザルベカラズ、而シテ皆伐作業ノ場合ニ於テハ、伐期ニ於ケル皆伐ヲ以テ主伐トナスガ故ニ、則チ伐期ニ達スルマデ疎伐ヲ施行スベキモ、擇伐的皆伐作業(區域擇伐作業又

ハ喬林前更作業ノ場合ニ於テハ、豫備伐、下種伐、明伐、終伐ヲ以テ
 主伐トナスガ爲メ、疎伐ヲ施行スベキハ更新期ノ初ニ於テ豫備
 伐ニ着手スルニ至ルマデノ間ナリトス。茲ニ又受光伐ナルモノ
 アリ、是レ專ラ林木ノ 光生長ヲ目的トスルモノニシテ、疎伐ト
 ハ自カラ其ノ趣ヲ異ニシ、二者相區別スルヲ常トスレドモ、其ノ
 伐採法ハ極メテ強キ一種ノ疎伐(廣意)ニ外ナラザルナリ。

明治三十七年十月東京ニ於テ

著 者 誌

杉 檜 林 疎 伐 法

目 次

第一章 通則……………一 頁
 第二章 實行……………十六 頁
 第三章 附則……………二十六 頁

普國森林參事官志留林虞氏批評……………二十九頁

農科大學教授本多林學博士批評……………四十三頁

吉野、尾鷲及四ツ谷九太產地杉檜林疎伐收益調查表……………四十五頁

獨逸森林試驗場組合會議決疎伐及受光伐試驗實行手續……………五十七頁

以 上

杉檜林疎伐法

林學士 鹽澤 健 著

第一章 通則

第一條 疎伐ハ造林上林相ヲ整理シ、林地ヲ保全シ、林木ニ對スル諸害ヲ豫防シ、各樹ノ生育ヲ均齊ニ發達シ、各樹ノ形質ヲ佳良ニ養成シ、各樹ニ適當ノ生長空間ヲ與ヘテ伸長力及肥大力ヲ促シ、以テ全林ノ生長量ヲ増加シ、併セラ經濟上間收入ヲ獲得シ、利益ヲ増殖スルガ爲メ之ヲ施行スルモノトス。

備考

(1) 林相ヲ整理スルコト。造林上林木ノ手入ニ於テ疎伐ヲ施行セザ

- ルトキハ、鬱蔽ニ疎密ノ不同ヲ生ジ、生長ニ優劣ノ等差ヲ來タシ、自カラ亂雜ナル林相ヲ呈ス、之ヲ整理スルハ即チ疎伐ニ在リトス。
- (2) 林地ヲ保全スルコト。疎伐ヲ適當ニ施行スレバ、土地ノ濕氣及溫度ヲ中和シ、粗生朽土ヲ完全ニ分解シテ地力ヲ増進ス。
- (3) 林木ニ對スル諸害ヲ豫防スルコト。疎伐ニ於テ昆虫及微菌ノ繁殖ヲ媒介スベキ不健全木ヲ除去スルトキハ、自カラ其ノ害ヲ豫防スルヲ得ベク、又疎伐ニ依リ林木ヲシテ適度ニ受光セシムルトキハ、各樹幹皆自カラ堅剛トナリ、風害及雪害ノ危險ニ對スル抵抗力ヲ強大ナラシメ、以テ之レガ防衛ヲナシ得ベシ。
- (4) 各樹ノ生育ヲ均齊ニ發達スルコト。立木生存競争ノ結果ハ自カラ優勝劣敗ノ現象ヲ呈ス、疎伐ヲ適當ニ施行セハ、各樹ヲシテ均齊ニ發育セシムルヲ得ベシ。
- (5) 各樹ノ形質ヲ佳良ニ養成スルコト。疎伐ノ方法其ノ宜シキニ適スレバ直幹無節ノ良材ヲ産シ、且平等ノ年輪ヲ構成セシムルヲ得ベシ。

- (6) 各樹ニ適當ノ生長空間ヲ與ヘテ伸長力及肥力ヲ促シ、以テ全林ノ生長量ヲ増加スルコト。樹木ハ生長スルニ從ヒ次第ニ占領面積ノ擴張ヲ要スルモノニシテ、此占領面積ヲ生長空間ト云フ。生長空間ハ樹冠ノ占領面積、即チ樹冠空間ト、樹根ノ占領面積、即チ樹根空間トノ總稱ニシテ、疎伐ニ依リ樹冠及樹根ニ對シ常ニ適當ノ空間ヲ與フレバ、各樹皆旺盛ニ發育シテ伸長力及肥力ヲ促シ、其ノ結果全林ノ生長量ヲ増加スベシ。
- (7) 間収入ヲ獲得スルコト。森林ハ伐期ノ長キヲ以テ其ノ收入ヲ永遠ノ後ニ期待スルヲ要スルガ如クナルモ、疎伐ヲ施行スルトキハ、未ダ伐期ニ達セザル間ニ於テ間収入ヲ獲得スベシ、則チ森林ノ收入ハ必シモ永遠ノ後ニ限ラレザルナリ、而シテ集約ノ疎伐ニ依リ屢間収入ヲ獲得スルトキハ、早ク造林資本ヲ償還スルヲ得ルモノトス。
- (8) 利益ヲ増殖スルコト。疎伐ニ於テ間収入ヲ獲得スルコト多ケレバ、大ニ施業利益ヲ増殖スルモノトス、則チ是等ノ間収入ヲ伐期ニ

於テ後價ニ計算スルトキハ、却テ主收入ヨリモ巨額ナルコトアル
ベシ。

参照

御料林施業案編成準則第四百十四條、森林ノ立木密ニ過キテ、林
木ノ生長ヲ傷害スルトキ、若ハ危害ノ虞アルトキハ、適當ノ疎伐ヲ
施スモノトス。

第二條 疎伐ハ成ルベク早ク之ニ着手シ、一時ニ過量ノ伐採ヲ
爲サズ、屢循環シテ適度ニ施行スベシ。

備考

「ドクトル、ハイエル」氏ハ三語ヲ以テ疎伐ノ要訣ヲ約言セラレタリ、
曰ク早ク、曰ク屢、曰ク適度。是ナリ、此ノ三語ハ吾曹ノ最服膺スベキ
所ノモノナリトス。

参照

御料林施業案編成準則第四百十五條、疎伐ハ十五年以上ノ林ニ

於テ施行シ、成ルベク其ノ回数ヲ多クシテ、一回ノ伐採數量ヲ減ズ
ルモノトス。

第三條 疎伐ノ開始及循環ハ、大凡左ノ年度ニ於テスベシ。

開始 植栽後十二年目乃至二十年目

循環 第一回疎伐後五年目乃至十年目

第四條 前條ニ掲クル開始及循環ノ年度ニ就キ、之ヲ早クスル
ト晚クスルトハ概ネ左ノ各項ニ依ルベシ。

一 造林上林木ノ密植ニ係ルモノハ開始及循環ヲ早クシ、
疎植ニ係ルモノハ之ヲ晚クスルコト。

二 立地ノ關係ニ因リ、林木ノ生長旺盛ナルモノハ開始及
循環ヲ早クシ、其ノ遲緩ナルモノハ之ヲ晚クスルコト。

三 林齡少壯ノ間ハ循環ヲ早クシ、其ノ老高ナルニ從ヒ次
第二之ヲ晚クスルコト。

四 利用上最モ需用ニ適シ充分ニ價值ヲ有スル 疎伐材ヲ得ント欲スル場合ニハ、之ガ適當ノ大サニ達スル年度ヲ考へ、以テ開始及循環ノ早晚ヲ斟酌スルコト。

備考

杉ハ檜ヨリモ陽性ノ樹種ニシテ、其ノ生長檜ヨリモ迅速ナリ、且杉ノ疎伐材ハ檜ノ疎伐材ヨリモ利用多キガ故ニ、杉林ハ檜林ヨリモ疎伐ノ開始及循環ヲ早クスルヲ常トス。

第五條 疎伐ハ前條ニ依リ開始及循環ノ早晚ヲ異ニスベキモ、樹冠鬱蔽ノ度、密ニ達シテ下枝ノ枯ル、モノ多ク、已ニ生長空間ノ狹隘ヲ訴へ、生存競争ノ結果林木ニ著シク優劣ノ等差ヲ生シタル時期ヲ猶豫スベカラズ。

備考

本文ノ時期ヲ猶豫スルトキハ、林木ヲ完全ニ生養スル能ハズ、造林上甚ダ不利ナルガ故ニ、速ニ疎伐ヲ施行スルヲ要ス、而シテ樹冠鬱

蔽ノ度ハ、樹種、林齡及地位ニ依リ其ノ關係ヲ異ニスト雖モ、通常壯齡ノ杉檜林ニ於テハ、樹冠互ニ重疊シテ始ト間隙ヲ有セズ、林内尙暗ク、地被トシテ只枯枝落葉ヲ堆積スルモノヲ密ト謂ヒ、樹冠適當ニ觸接シテ其ノ間隙稍日光ヲ漏ラシ、林内ニ陰草ヲ生ズルモノヲ中ト謂ヒ、中ヨリモ稍疎ニシテ、林内ニ多少ノ陽草ヲ生スルモノヲ微疎ト謂ヒ、微疎ノ次ヲ疎ト謂ヒ、疎ノ次ヲ過疎ト謂フ、鬱蔽ノ度、中乃至微疎ナルトキハ疎伐ヲ延期スルモ妨ゲナシ。

第六條 疎伐ヲ開始スルニ當リテハ、豫メ其ノ前年迄ニ於テ少クモ一回ノ掃除伐ヲ行フベシ。

備考

凡林木ノ手入ハ、植栽後先ヅ下刈ヲ爲シ、掃除伐ヲ行ヒ、然ル後疎伐ニ及ブベキ順序ニシテ、疎伐ヲ開始スル前ニハ已ニ掃除伐ヲ了セザルベカラズ、掃除伐ニ依リテ豫メ林内ヲ掃除セバ、疎伐上伐採スベキ立木ノ付記及伐木、集材等ニ便ナリ。

第七條 疎伐ニ於テ伐採スベキモノト存置スベキモノトヲ取捨スル大凡ノ標準ハ、林木生長ノ状態ニ依リ先ヅ各樹ヲ區別シテ枯損木、歪形木、被壓木、劣等木、均勢木及優等木ノ六種トナシ、第八條乃至第十三條ニ依ルベシ。

備考

被壓木、劣等木、均勢木及優等木ノ四種ハ、生長力ノ階級ニ依リテ區別シタル者ニシテ、此區別ハ林木ノ生存競争上ニ起ル自然ノ現象ナリ。枯損木ハ右ノ競争ニ於ケル劣敗ノ結果、若クハ被害ノ關係ニ因リテ生シ、歪形木ハ變態ノ發育ヲ爲シタルモノナリ。

第八條 枯損木、即チ已ニ枯衰シテ生活力ヲ失ヒタルモノ、又ハ未ダ枯衰セザルモ現ニ損傷ヲ被リ、漸ク生活力ヲ失フニ至ラントスルモノハ之ヲ伐採スベシ。

第九條 歪形木、即チ幹形不完全ナル異様ノ惡木ハ、之ヲ伐採ス

ベシト雖モ、若シ鬱蔽ニ空竇ヲ穿ツノ虞アルトキハ之ヲ存置スベシ。

第十條 被壓木、即チ他ノ立木ヨリ覆壓セラレ、已ニ下木トナリテ完全ニ生長ノ見込ナキモノハ之ヲ伐採スベシ。

第十一條 劣等木、即チ通常ノ立木ヨリモ多少生長ノ劣リタルモノハ、鬱蔽ノ關係ヲ斟酌シテ適宜ニ之ヲ伐採スベシ。

第十二條 均勢木、即チ通常ノ立木ニシテ其生長殆ト優劣ナク能ク一齊ニ生育セルモノハ、固ヨリ之ヲ存置スベシト雖モ、鬱蔽密ニ過クルトキハ適宜ニ伐採スベシ。

第十三條 優等木、即チ特ニ絶群ノ生長ヲ爲シ、高ク樹梢ヲ挺出シ、著シク枝葉ヲ擴張スルモノハ、其ノ一本ヲ存スルガ爲メ他ノ數本ノ立木ヲ覆壓スルニヨリ之ヲ伐採スルニ躊躇スベカラズト雖モ、若シ鬱閉ニ空竇ヲ穿ツノ虞アルトキハ之ヲ存置ス

ベシ。

現ニ未ダ優等木タラザルモ、次回ノ循環期ニ至ル迄ノ間ニ於テ自カラ優等木ト爲リ、他ノ立木ヲ覆壓セントスル勢アルモノハ、特ニ注意シテ豫メ之ヲ伐採スベシ。

備考

疎伐ニ於テ優等木ヲ伐採スルハ尤モ人ノ愛惜スル所ナレドモ、之ヲ伐採スルニアラザレバ、林木ヲシテ平等ニ發育セシムルコト能ハザルベシ、然レドモ施業上短キ伐期ヲ以テ成ルベク喬大ナル材ヲ生養セント欲スル特別ノ場合ニハ、之ヲ存置スルコト亦不可ナキナリ。

第十四條 疎伐ハ第十五條ニ依リ、伐採ノ強弱ヲ異ニスルモ、其ノ一時ニ伐採スル所ノ本數ハ、大凡林木現在總本數ノ三割ヲ超エザル制限ニ止ムベシ。

備考

第八條乃至第十三條ニ就キ、枯損木及被壓木ノ伐採ハ敢テ林木ノ鬱蔽ニ關係スル所ナシト雖モ、優等木、均勢木、劣等木及歪形木ノ伐採多キニ過グルトキハ、急劇ニ鬱蔽ヲ破開シ、林地及林木ニ對シテ不利ノ影響ヲ及ボスノ虞アルガ故ニ、伐採上一般ノ制限ヲ設ケザルベカラズ、蓋シ伐採ハ鬱蔽ノ關係ニ重キヲ置クベキモノナルガ故ニ、茲ニ便宜上本數ノ歩合ヲ以テ大凡ノ制限ヲ示定セルモ、該歩合ハ常ニ右鬱蔽ノ關係ヨリ打算スルヲ要ス、而シテ之ガ關係ヨリ言ヘバ、大凡微疎ノ程度ニ止メ決シテ疎ニ至ルヲナカラシムベシ。

參照

御料林施業案編成準則第三百三十條、間伐・疎伐及掃除伐本數ハ現在本數ノ二割ヲ超ユルコトヲ得ズ(參考、一町歩ノ植栽本數ハ三千本乃至六千本トス)

第十五條 疎伐ニ於ケル伐採ノ強弱ハ左ノ各項ニ依ルベシ。

一 立地ノ關係ニ於テ、陽地、瘠地及氣候ノ順良ナラザル所

- ハ、成ルベク伐採ノ度ヲ弱クシ之ニ反シテ陰地、沃地及氣候ノ順良ナル所ハ稍其ノ度ヲ強クスルコト。
- 二 諸害ノ關係ニ於テ、雜草繁茂ノ虞アルトキハ成ルベク伐採ノ度ヲ弱クシ、又風害及雪害ノ虞アルトキハ樹幹ヲ強剛ナラシムル爲メ稍其度ヲ強クスルコト。
- 三 林木疎密度ノ關係ニ於テ、其ノ疎立セルモノハ成ルベク伐採ノ度ヲ弱クシ、之ニ反シテ密立セルモノハ稍其ノ度ヲ強クスルコト。
- 四 林木生長ノ關係ニ於テ、連年生長量ノ遞増スル間ハ次第ニ伐採ノ度ヲ強クシ、其ノ遞減スルニ從ヒ漸次ニ其ノ度ヲ弱クスルコト。
- 五 施業上立木ノ肥大生長ヲ希望スルトキハ伐採ノ度ヲ強クシ、之ニ反シテ伸長生長ヲ希望スルトキハ其ノ度

ヲ弱クスルコト。

備考

疎伐ニ於テ猶豫スベカラザル時期アルコトハ、已ニ第五條ニ述べタルドモ、若該時期ヲ經過シテ尙疎伐ヲ施行セザルトキハ、其ノ林木愈優劣ノ等差ヲ生ズルノミナラズ、又生長空間ノ狹隘ナルガ爲ニ、樹幹ノ發育概シテ軟弱トナリ、所謂こしぬけ木ニ屬スルモノ甚ダ多シ。此ノ如キ林木ニ對シテハ急劇ニ強度ノ疎伐ヲ施行スベカラズ、則チ最初ハ極メテ伐採ノ度ヲ弱クシ、屢循環シテ徐々ニ稍其ノ度ヲ強クスベシ。優等木ノ伐採ニ就テハ第十三條ノ本文及備考ヲ参照セヨ。

- 第十六條 疎伐ニ於テ伐採ノ度ヲ強クスルモ、日光ノ射入及風ノ流通等ニ因リ、左ノ結果ヲ呈スルコトナカラシムベシ。
- 一 立木ガ多少横枝ヲ生ズルコト。
 - 二 立木ガ急ニ著シク幅廣キ年輪ヲ構造スルコト。

三 立木ニ皮焦ノ害ヲ引起スコト。

四 林地ニ雜草ノ繁茂スルコト。

五 林内ノ土地及空氣ヲ乾燥スルコト。

第十七條 疎伐ニ於テ伐採ノ度ヲ弱クスルモ、伐採後三年未滿ニシテ直ニ循環ノ必要ヲ生スルコトナカラシムベシ。

第十八條 疎伐ニ於テ存置スベキモノヲ、成ルベク均齊ニ伸長肥大ナラシメ、以テ平等ノ林木ヲ生養セント欲セバ左ノ項ニ注意スベシ。

一 樹間ヲシテ成ルベク廣狹ノ不同ナカラシムルコト。

二 樹冠ヲシテ成ルベク大小ノ不同ナカラシムルコト。

三 樹梢ヲシテ成ルベク高低ノ不同ナカラシムルコト。

第十九條 前條ニ依リ生養スル平等ノ林木ヲシテ、更ニ材心ノ偏倚セザル完形ノ年輪ヲ構造セシメント欲セバ、毎木ニ就キ

能ク鬱蔽ノ關係ヲ觀察シテ、一方ヨリ來ル他ノ樹冠ノ壓迫ヲ除却シ、適當ノ生長空間ヲ與ヘテ以テ枝葉ヲ均一ニ四方ニ擴張セシムルコトヲ圖ルベシ。

第二十條 疎伐ニ於テハ造林上目的外ノ樹種ハ皆伐除スベシト雖モ、日光ノ作用等ニ對シ林地ヲ保護スルノ必要アル所ニハ、護地樹トシテ之ヲ存置スベシ。

備考

過テ疎伐ヲ強度ニ施行シ林木ノ鬱蔽容易ニ回復スルヲ得ザル場合、若クハ被害ノ關係等ニ因リ鬱蔽ニ空竇ヲ生ゼシ場合等ニ於テハ、新タニ護地樹ヲ植栽スベシ。護地樹ハ瘠薄ナル林地ニ對シテ尤モ其ノ必要ヲ認ム、而シテ樹種ノ撰定ハ通常陰木タラザルベカラズ。

第二十一條 林邊ニシテ區劃線、防火線、道路、未立木地、其ノ他農地等ニ沿ヒタル所ニハ、疎伐ノ際林衣ヲ作り、風ノ作用等ニ對

シテ林地及林木ヲ保護スベシ。

備考

林衣ハ一ニ森林ノ屏風ト曰フ、則チ林邊ノ立木ヲシテ成ルベク其ノ下枝ヲ地上ニ接スルマデ保有セシメ、且之ヲシテ成ルベク堅剛ニ生育セシメ、以テ林内ニ於ケル立木ノ風損、落葉ノ飛散并ニ土地ノ乾燥等ヲ防衛スルモノトス。杉ハ自然ニ下枝ヲ落スコト早キヲ以テ、其ノ林邊ニハ帶狀ニ檜等ノ陰木ヲ下植シテ人工ノ林衣ヲ作ルコト亦妙ナリ、林衣ノ幅ハ五間乃至十間トス。

第二章 實行

第二十二條 疎伐ハ森林所有者ノ直接事業トナシ、充分ニ經驗アル監督者ヲ選ミ、熟練ノ人夫ヲ使用シテ之ニ從事セシムベシ。

備考

俗ニ疎伐ハ他人ヲシテ之ヲ爲サシムベシト云フコトアリ、蓋當該森林ニ直接利害ノ關係ヲ有セザル他人ヲシテ之ヲ爲サシムレバ、第十三條ニ述ベタル優等木ノ伐採等ニ敢テ躊躇スル所ナカルベキモ、親シク其ノ森林ヲ撫育シ來リタル所有者ニ在リテハ、愛惜シテ之ヲ伐採スルノ勇氣ニ乏シカルベケレバナリ。茲ニ所謂他人トハ疎伐木買受人ノ謂ニアラズ、若疎伐ヲ買受人ニ委スルトキハ、伐採スベキ者ト存置スベキ者トノ取捨等ニ於テ、彼等ハ擅ニ自己ノ利益ノミヲ謀ルベキヲ以テ、其ノ森林ニ不利ノ影響ヲ及ボスヤ疑ナシ、是疎伐ハ森林所有者ノ直接事業ト爲スベキ所以ニシテ、假令已ムヲ得ザル場合ニ於テ買受人ニ伐採セシムルコトアルモ、伐採木ノ付記ハ必ず所有者ニ於テ之ヲ爲シ、且伐採ノ際ニハ充分ニ之ガ監督ヲ爲スベシ。

第二十三條 疎伐材ハ通常剝皮ヲ要スルカ故ニ、之ガ伐採ハ能ク樹皮ノ剝離シ得ル適當ノ季節ニ於テスベシ。

前項ノ季節ハ春ノ彼岸及初秋ノ候ヲ可トス。

備考

剝皮ハ春ニ於テ樹液已ニ流動スルモ未ダ新材ヲ生成セザル時、若クハ秋ニ於テ已ニ新材ヲ生成セルモ樹液尙流動スル時ヲ以テ最好時期トナス、該時期ハ立地及生活ノ關係ニ因リ、已ニ所在ヲ異ニスルノ森林ハ勿論、又同一ノ森林ニ於テモ各樹自カラ多少ノ前後早晚アルヲ免レズ、故ニ剝皮ヲ要スル場合ニハ、一々毎木ヲ檢シ、時期已ニ可ナルモノアレバ直ニ伐採ニ着手シ、而シテ時期未ダ可ナラザルモノハ、順延シテ數度ニ回歸シ以テ之ガ伐採ヲ了スベシ、春尙早ク秋已ニ晚ク、樹液ノ流動不充分ナルモノヲ伐採スルトキハ、剝皮ノ際材上ニ内皮ノ殘滓ヲ附着シ、之ニ反シテ春已ニ晚ク秋尙早く、新材生成中ニ屬スルモノヲ伐採スルトキハ、半バ木質ニ變形セル粘液ヲ浮ベ、剝皮ノ後一旦乾燥スルモ雨ニ觸ルレバ黑色ノ斑點ヲ生ズ、故ニ滑澤ナル磨丸太ヲ造ラント欲セバ、最伐採ノ時期ニ注意スルコト緊要ナリ、又剝皮ヲ要セザル場合ニハ、樹液ノ流動ヲ

休止スル間、即チ冬季ニ於テ伐採スベシ、是レ伐採及集材ノ際、他ノ存置木ヲ損傷スルコト少キガ故ナリ。

第二十四條

疎伐ヲ施行セントスルトキハ、豫メ其ノ伐採スベキ立木ニ一々記號ヲ付スベシ。

第二十五條

前條ニ依リ記號ヲ付スルノ方法ハ、樹幹ノ胸高ニ於テ凡一尺許鉈ヲ以テ樹皮ヲ削リ、其ノ削リタル樹皮ノ下端ハ再鉈ヲ以テ之ヲ切ルベシ、又便宜ニ依リ藁若クハ繩ヲ樹幹ニ纏結シテ付記スルモ可ナリ、何レノ方法ニ依ルモ付記者ハ必ズ其ノ付記シタル本數ヲ調査スベシ。
鉈ヲ以テ付記スルトキハ材部ヲ毀傷セザル様ニ注意シ、又藁若クハ繩ヲ以テ付記スルトキハ之ヲ脫失セザル様ニ注意スベシ。

備考

白堊若クハ石灰ヲ塗リテ付記スルモ亦一便法ナリトス。

第二十六條 付記ハ傾斜地ニ於テハ水平ニ向ヒテ起點ヨリ他方ニ進ミ往キ、一定ノ所ヨリ引返シ、順次往返スルコト宛モ機ヲ織ルガ如クスベシ。而シテ往返ニ於テ傾斜面ノ上方ヨリ下方ニ及ボシ、或ハ下方ヨリ上方ニ及ボスハ便宜何レヨリスルモ妨ゲナシト雖モ、但鈍ヲ以テ樹皮ヲ削ル場合ニ於テハ、若上方ヨリ下方ニ及ボストキハ、下ニ面シタル方ニ付記シ、又下方ヨリ上方ニ及ボストキハ、之ニ反シテ上ニ面シタル方ニ付記スベシ。

第二十七條 伐採ハ通常鈍ヲ用フベシト雖モ、大木ハ便宜鋸若クハ斧ヲ用フベシ、而シテ成ルベク根際ヨリ伐採スルヲ可トスレドモ、小木ニシテ幹ノ下部屈曲スルガ爲メ利用スベカラザルモノハ、適當ノ高サニ於テ伐採スベシ。

第二十八條 大木ニシテ伐倒ノ際他ノ立木ヲ損傷スルノ虞アルトキハ、豫メ枝打ヲ爲シ、又時宜ニ依リ綱ヲ以テ適當ノ方向ニ引クベシ。

第二十九條 樹幹ヲ伐倒スル方法ハ、傾斜地ニ於テハ成ルベク幹底ヲ下方ニ向ケ梢頭ヲ上方ニ向クベシト雖モ、搬出ノ便宜ニ依リ上下左右何レノ方向ニ伐倒スルモ妨ゲナシ。

第三十條 樹幹ヲ伐倒シタルトキハ直ニ枝節ヲ打テ、成ルベク早ク其ノ材ヲ乾燥セシムルガ爲メ、梢頭ニ於テ凡全長ノ十分ノ二ヲ餘シテ枝葉ヲ存スベシ。

第三十一條 剥皮ハ樹幹ヲ伐倒シタル後ニ於テシ、又ハ立木ノ儘先ヅ幹ノ下部ヲ剥皮シ、之ヲ伐倒シタル後上部ヲ剥皮スベシ。

第三十二條 剥皮ハ必ず伐倒シタル當日ニ於テシ、翌日ニ延ス

ベカラズ、成ルベク一本乃至數本ヅ、伐倒シテ直ニ之ヲ剥皮スベシ。

第三十三條 幅一尺以上ノ樹皮ヲ利用シ得ベキモノハ、長三尺ニ剥皮シ、幅三尺ニ積重ヌベシ、此ノ積重ヲタル樹皮ハ、六重(長三間)ヲ以テ一束ト見做シ、通常百五十重即チ二十五束ヲ以テ一椏ト爲シ、一椏毎ニ番號ヲ付シ其ノ數量ヲ調査スベシ。但皮質ニ品位ノ等差アルトキハ、便宜其ノ椏積ヲ異ニスベシ。

第三十四條 剥皮シタル材ハ成ルベク林内ニ於テ立木ニ棚ヲ架シ、數本ヅ、平等ニ並ベ置キ乾燥スルヲ待ツベシ、若棚ニ載セズンテ地上ニ横臥セシムルトキハ成ルベク乾燥ノ場所ヲ選ミ枕木ヲ置クベシ。

第三十五條 前條ノ手續ヲ爲シタル後其ノ材已ニ乾燥スルトキハ、更ニ鉋ヲ以テ尙殘存スル所ノ小節ヲ拂ヒ、末口直徑凡一

寸乃至二寸ヲ程度トシテ相當ノ長サニ切り、便宜ノ場所ニ搬出シ材種ヲ分類シテ集材スベシ。

備考

第三十一條ニ依リ梢頭ニ存スル所ノ枝葉稍枯レタルトキハ、大抵其ノ材ノ已ニ乾燥セルヲ知ルベシ、右乾燥ハ大凡三週間乃至四週間トス。

第三十六條 搬出ノ際ニハ其ノ材ヲ毀傷セズ、且他ノ立木ヲ損害セザル様ニ注意スベシ。

第三十七條 材種ノ分類ハ丸太材長二間未滿ノ者ヲ最下級トナシ、二間以上ハ一間ツ、ノ差ヲ以テ之ヲ數級ニ分類スベシ。但材質ニ品位ノ等差アルトキハ、各級ニ付キ更ニ便宜ヲ以テ上下若クハ上中下ニ區別スベシ。

備考

例ヘバ材種ヲ五級ニ分類スルトキハ、二間未滿ヲ第五級トシ、二間

以上三間未滿ヲ第四級トシ、三間以上四間未滿ヲ第三級トシ、四間以上五間未滿ヲ第二級トシ、五間以上六間未滿ヲ第一級トナスガ如シ、別ニ特級ヲ設クルモ可ナリ、又簡單ニ小丸太、中丸太及大丸太トシテ分類スルモ差支ナシ。

第三十八條 集材ハ成ルベク乾燥ノ場所ヲ選ミ、大ナルモノハ地上ニ枕木ヲ置キテ横ニ積重ネ、小ナルモノハ成ルベク直立シテ積重ネ、而シテ更ニ本數ノ計算ニ便スルカ爲メ、五本又ハ十本乃至二十本毎ニ横木ヲ挿ムベシ。

前項ノ集材ハ適當ノ數量ヲ以テ極積ヲ別ニスベシ。

第三十九條 材種ノ分類ニ從ヒ集材シタルモノハ、一極毎ニ番號ヲ付シ、其ノ本數及材積ヲ調査スベシ。

第四十條 一極ノ丸太材積ヲ算出スルニハ、平均中央直徑ヲ求メ、其ノ斷面積ニ平均長ヲ乘シ、更ニ本數ヲ乘スベシ。

第四十一條 踈伐材ニシテ角物又ハ板物ニ利用スルガ爲メ特

別ニ造材シタルモノハ、適宜ニ材種ヲ分類シテ集材シ、原木ノ本數材積及造材々積ヲ調査スベシ。

第四十二條 踈伐材ノ中一部剥皮セザルモノアルトキハ、他ノ剥皮シタルモノト區別シテ集材シ、其ノ本數及材積ヲ調査スベシ。

第四十三條 踈伐材ニシテ利用ノ見込ナキモノハ、伐採ノ儘林内ニ遺棄スベシト雖モ、或ル必要ノ場合ニハ其ノ本數及材積ヲ調査スベシ。

第四十四條 一森林ニ於テ踈伐ヲ施行シタルトキハ、其ノ伐採シタル本數及材積ヲ合計シ、林木總本數ニ對スル踈伐木ノ歩合ヲ調査シ、且伐採ニ關スル經費及收入等ヲ調査スベシ。

第四十五條 踈伐材及其ノ伐根ニ極印ヲ鏤記スルハ、森林所有者ノ任意ニ於テ適當ノ規定ヲ爲スベシ。

第三章 附 則 (混濬林ノ場合)

第四十六條 疎伐ニ就キ杉檜混濬ノ場合ニ於ケル一般ノ基則トシテハ、特ニ左ノ各項ニ注意スベシ。

一、杉ニ對シテハ稍明ニ、檜ニ對シテハ稍暗ク、鬱蔽ノ程度ヲ保タシムルコト。

二、杉ノ樹梢ハ常ニ檜ノ樹梢ヨリ稍優ルモ、之ヲシテ著シキ等差ナカラシムベキコト。

備考

比較上杉ハ陽性ニシテ檜ハ陰性ナルガ故ニ、此ノ二者ノ混濬ハ即チ陽樹ト陰樹トノ配合ナリ、陽樹ハ陰樹ヨリモ多ク日光ヲ受ケシムルヲ要ス、是レ杉ト檜トハ疎伐上明暗ノ關係ヲ異ニスル所以ナリ、而シテ杉ト檜トハ又成長ノ遲速ヲ異ニスルモノニシテ、此關係ニ依リ杉ノ樹梢ガ常ニ檜ノ樹梢ヨリモ稍優ルトキハ陽性ノ杉ハ

充分ニ日光ヲ受ケ、陰性ノ檜ハ適當ニ之ヲ中和セラレ、最モ混濬ノ目的ニ適ス、然レトモ杉ノ樹梢檜ヨリモ著シク相優ルトキハ、前者ハ終ニ後者ヲ覆壓スルニ至ルノ虞アルベシ、而シテ杉ガ檜ヨリモ相劣ルトキハ、其ノ不利ナルコト已ニ論ヲ待タザル所ナリ。

第四十七條 杉檜混濬ノ場合ニハ、疎伐實行ノ際ニ於テ、樹種ニ依リ伐採木及樹皮ノ積積ヲ區別スベシ。

第四十八條 杉檜混濬ノ場合ニ於テ、其ノ一種ハ能ク立地ノ關係ニ適スルモ、他ノ一種ガ之ニ適セズシテ到底生長ノ見込ナキトキハ、疎伐ニ於テ專ラ後者ヲ伐除シ、漸チ以テ前者ノ單純林ニ變更スルコトヲ圖ルベシ。

備考

杉ト檜ノ混濬ハ陽樹ト陰樹ノ關係ニ於テ頗ル利益アル所ナレド、元來此二樹種ハ造林上多少立地ノ關係ヲ異ニスルモノニシテ、杉ニ適スルモ檜ニ適セズ、或ハ檜ニ適スルモ杉ニ適セザル場所アル

ガ爲メ、混淆ノ場合ニ於テ若立地ニ適セザルモノアルトキハ宜シク本條ニ依ルベシ。蓋シ造林ノ初ニ於テ杉ニ適スル所ニハ杉ヲ植栽シ、檜ニ適スル所ニハ檜ヲ植栽シ、而シテ兩者ニ適スル所ニ於テ則チ混淆林ヲ仕立ツベキコト勿論ナリト雖、立地ノ經驗尙ホ不充分ニシテ杉檜何レニ適スベキヤノ疑アル處ニ於テハ、最初混淆植栽シ、生育ノ狀況ニ依リテ適不適ヲ驗知スル場合少カラズ、若杉ニ適スルモ檜ニ適セザルトキハ杉林ニ變更シ、又檜ニ適スルモ杉ニ適セザルトキハ檜林ニ變更スルヲ得策トス。

前御料森林業務顧問普魯士國森林參事官志留林虞氏批評

御料局技師鹽澤君ノ編纂セル杉檜林疎伐法ハ、實ニ好著述ニシテ、從來予ノ見聞シタル日本森林書中、未ダ其ノ類ヲ見ザル所ナリ。其ノ編纂ノ體、論理的ニシテ、記載時項ニハ毎ニ備考ヲ附シタル等、用意周到ナルノミナラズ、各項亦合理適正ナラザルハナシ。然レドモ以下掲記スル條項ノ如キハ尙ホ少シク再查訂正ヲ要スルモノアルベシ。

第一條

本條ニ掲グル疎伐ノ意義ハ、其ノ目的明瞭ヲ缺クノミナラズ、要ト不要トヲ混シ、又誤解セル點モ之ナシトセズ。抑モ疎伐ノ主眼タルヤ、存立木ヲ養成シテ高價ノ用材ヲ獲ルニ在リ、此目的ヲ達セントセバ、**林木ノ伸長力最盛期間ニ於テ、成ルベク直幹無節ノ**

良材ヲ育成スルニ努メ、其ノ伸長力最盛期ノ經過後ハ、材積ヲ増進セシムルガ爲メ、專ラ樹冠ノ形状ヲ整頓スルニ重キヲ置カザルベカラズ。此故ニ疎伐ハ撫育法ニシテ決シテ利用法ニアラザルコトヲ、其ノ意義中ニ彰明セザルベカラズ。再言スレバ、疎伐ハ第一條ノ末文ニ於テ推測スルガ如ク、森林ヨリ收入ヲ獲得センガ爲メ、若クハ之ヲ増殖センガ爲メニ施行スルモノニアラザルナリ。

附言、疎伐ハ尙ホ他ニ幾多ノ利益アリテ、林木ノ雪及風ニ對スル抵抗力ヲ強大ナラシメ、害蟲ノ發生ヲ豫防シ、導温ノ多キニ因リテ益朽土ノ分解ヲ促進シ、受光ノ強キニ因リテ生長量ヲ増加シ、且其ノ森林ヨリ早ク收入ヲ得ルニ至ラシムルモノトス。而シテ疎伐ハ第一條ニ掲グル如ク、林相ヲ整理シ、林地ヲ保全スルノ關係少シ、疎伐ヲ行ハザルモ完美ナル老林トナルモノアリ。

第一條備考第六

凡ソ樹木ノ材積生長ノ最大ナルハ孤立木ナリトス、蓋シ著者モ本項ヲ以テ此孤立木ト同一ノ生長空間ヲ意味シタルニハアラザルベシ。

第一條備考第八

疎伐收入ヲ伐期ニ於テ後價ニ計算シタルモノト、主伐收入トヲ比較スルハ首肯スル能ハズ、蓋シ生長量ハ重利算ノ原則ニ據リテ増加スルヤ否ヤハ、今日尙ホ未定ノ問題ニ屬ス、且其ノ利率ノ如キモ、如何ナル場合トイヘドモ五銖ヲ以テ計算スベキモノニアラズ、加之本項ハ疎伐ヲ以テ利用ノ法ナリト獎勵スルモノナルガ故ニ宜シク之ヲ削除スベシ。

第四條第四項

此ノ如キ計算ハ、平均五ヶ年ニ疎伐ヲ循環スル場合ニハ行ハレ

ザルモノトス。況ヤ森林撫育ノ爲メニ年々多數ノ林木ヲ疎伐セザルベカラザル。大事業ニ於テオヤ、故ニ本項ハ之ヲ削除スルヲ可トス。又第五條ハ第四條ノ意義ヲ狹ムルモノナリ。

第六條

掃除伐ニ於テ只枯枝ノミヲ除去スルトセバ、之ヲ行フノ必要ナシ。蓋シ林木繁茂シテ鬱蔽スルニ至レバ、其ノ下枝自然ニ枯死落下スルモノナレバナリ、乃チ此ノ時期ヲ以テ疎伐ヲ開始スルモノトス。

第九條

歪形木ニシテ隣接木ノ生長ニ妨害アルモノハ、特ニ幼齡又ハ中年ニ於テ之ヲ伐採除去スベシ。他ノ場合ニ於テハ林地保護ノ爲メ之ヲ存置スルヲ得、然レドモ是レ覆壓ニ加フルニ覆壓ヲ以テスルモノタリ、而シテ假令ヒ歪形木ヲ伐採スレバ跡地ハ常ニ空

竇ヲ生ズルモ、今迄壓セラレタル立木ハ久シカラズシテ再ビ閉鎖スルモノナリ。

第十條

本條ノ解釋ニテハ、被壓木ニシテ已ニ生長ノ見込ナキモノハ、第八條ニ屬スベキモノニアラズヤ、而シテ尙ホ生長ノ見込アル被壓木ニシテ小穴地ニ存在スルモノハ、林地ノ保護トシテ宜シク之ヲ生育セシムベキナリ。總シテ著者ハ林地ノ保護上ニ顧慮スルコト少キモノ、如シ。

第十二條

均勢木ハ主トシテ未來ノ林木ヲ形成スルコト、疎伐ハ全ク只之ガ爲メニ施行スルコト、并ニ均勢木ハ最モ保育ヲ要スルコトヲ茲ニ明記シ置クヲ宜シトス。

第十三條

「現ニ未ダ優等木タラザルモ云々」ノ但書ハ之ヲ削除スルヲ可トス。

第十四條

本數ノ部合ヲ以テ疎伐ヲ爲ス方法ハ、實際上困難ナルノミナラズ、又疎伐ノ目的ヲ輕忽ニスルモノタリ。假リニ各樹ノ發達略ボ均一ナルモノトセバ、本數ノ三割ハ即チ又材積ノ三割ニ該當スベシ、而シテ森林ヨリ其ノ材積ノ二割乃至三割、即チ五分ノ一乃至三分ノ一ヲ伐採スルハ已ニ疎伐ニアラズシテ受光伐ニ屬ス。蓋シ疎伐ハ存立スル所ノ林木ガ形質生長及體積生長ヲ以テ最モ能ク發育スルヲ程度トセザルベカラズ。日本ニ於テハ、此ノ目的ニ對シテ稍ヤ正當ニ近キ數ヲ得ルニハ、尙ホ幾多ノ年月ヲ經過シタル後ナルベシ、何トナレバ疎伐ノ程度ハ森林ノ地況及其ノ來歴ニ由リテ各相異ナレバナリ、本條ハ寧ロ之ヲ削除スルヲ

可トス。

第十五條第二項

風害及雪害ノ虞アルトキハ、疎伐ノ度ヲ強クセズ、宜シク之ヲ節シテ其ノ回數ヲ多クスベシ、若シ此ノ如キ森林ニ於テ強ク伐採スルトキハ、從來隣接木ト互ニ相支持シ居リタル立木ガ俄カニ孤立スル爲メ危害ヲ被ムルモノトス、故ニ是等ノ森林ニ在リテハ疎伐ヲ弱クシ、漸次疎立ノ位置ニ馴レシムルヲ要ス。

第十五條第四項

本項ハ宜シク之ヲ削除スベシ。已ニ述べタル如ク樹木ノ生長ハ其ノ孤立スル場合ニ於テ最大ナルモノトス、然レドモ吾人ノ目的トスル所ハ無節ノ良材ヲ生産スルニ在リ、而シテ本項ニ掲グル如キ生長ノ關係ヲ調査スルハ、試驗地ニ限ルカ、又ハ特設ノ試驗場ニ於テ行フベキ事業ニ屬ス。

第十六條第二項

自然力ハ此ノ如キ程度マデ牽掣シ得ベキモノニアラズ、密林ヲ洗カストキハ、次年ニハ必ラズ生長ヲ増加シ、幅廣キ年輪ヲ構成スルモノトス、故ニ本項ハ之ヲ、削除スルヲ可トス。

第十七條

本條ニ於テ三年トアルヲ五年ニ改ムベシ(第三條參照)

第十八條

本條中第三項ヲ削除スルヲ可トス。

第十九條

本條モ亦之ヲ削除スベシ、年輪ノ構成ハ本條ノ外尙ホ他ニ幾多ノ關係ヲ有スルモノニシテ、例之バ北向ノ傾斜、南向ノ傾斜及土地等はナリ。

第二十三條

樹皮ノ剝離ハ、秋季ニ於テモ亦爲シ得ルコトハ、予ノ新奇トスル所ナリ。

第二十四條

伐採スベキ立木ニ記號ヲ付スルハ、常ニ同一ノ方面ニ依ルベキコトヲ尙ホ本條下ニ明記スベシ。第二十六條ニ依リ傾斜地ヲ水平ニ向ヒテ往返スルトキモ亦同シ。第二十六條ノ末文ハ未ダ充分ナラズ、則チ前述ノ要求ヲ只傾斜地ニ於テ或ハ上面ニ、或ハ下面ニ付記スル場合ニノミ止メリ。

第三十條

本條ハ第三十四條ノ次ニ置キ且ツ
剥皮セザル材ハ成ルベク早ク其ノ材ヲ乾燥セシムルガ爲メ、
枝打ノ際、梢頭ニ於テ凡ソ全長ノ十分ノ二ヲ餘シテ枝葉ヲ存スベシ。

ト改ムルカ、又ハ全部之ヲ削除スベシ、何トナレバ伐採後直チニ其材ヲ剥皮スルモノトセバ、何ノ目的アリテ梢頭ニ枝葉ヲ存スルノ必要アラシヤ、是レ樹液ハ下方ヨリ上方ニ向ヒテ上昇スルモノナレバナリ、然ルニ若シ枝葉ヲ存シ、後ニ至リテ之ヲ截斷スルトキハ、獨リ煩勞ヲ増スノミナラズ、又經費ヲ嵩ムルモノトス。

第三十七條

小材ノ價格ハ直徑ノ増大スルニ伴ヒテ騰貴シ、長サニ關シテハ増減スルコト少シ、故ニ此ノ如キ材ヲ賣却スルニハ、長サヲ以テ分類スルヨリモ、直徑ノ等級ヲ以テスルヲ便益ナリトス。

第三十八條

丸太材ハ常ニ十本ツ、一纏メトスベシ、其ノ他ノ數ハ計算上複雑ニ渉ルノ煩アリ、本條ニ於テハ成ルベク計算ヲ簡單ニスルヲ原則トスルガ故ニ、每五本又ハ每二十本ヲ一纏メトスルガ如キ

ハ不可ナリ、例ヘバ五ヲ十九ニ乘ズルハ十ヲ十九ニ乘ズルヨリモ計算煩雜ニシテ、又二十ヲ十七ニ乘ズルハ十ヲ十七ニ乘ズルヨリモ煩雜ナリ。

第四十一條

角材又ハ板物ニ製作スルハ常ニ買手ノ事業ニ屬ス、若シ森林管理廳ニ於テ自カラ此事業ヲ實行スルニ當リテモ、疎伐ノ計算ハ只原木ノミナリトス、何トナレバ此ノ場合ニ於テ製材事業ト木材ノ收穫トハ何等ノ關係ヲ有セザレバナリ、而シテ製材費ハ別ニ之ヲ計算スベキモノニシテ、收穫費ト混同スルヲ得ズ、故ニ本條ハ之ヲ削除スルヲ可トス。

第四十三條

利用ノ見込ナキ疎伐材ノ本數及材積ヲ調査スルコトハ、總ベテノ場合ニ於テ之ヲ廢スベシ、此ノ如キ調査ハ到底爲シ能フベカ

ラザルコトニシテ(食事ノ際林業夫ガ此ノ木材ヲ燃燒ス)又之ガ爲メ使用シタル時間ト經費トハ何等ノ効果モナカルベシ、蓋シ是等不用ノ事ハ精々試験地ニ於テ問題ニ上ルベキモノナリ。

第四十四條

疎伐ノ歩合ヲ知ルカ爲メ林木ヲ調査スルハ實ニ善美ナリト雖モ、之ヲ實行スルコト困難ニシテ、經費モ嵩ミ、且ツ無益ナルヲ以テ、寧ロ一町步當リノ疎伐ノ成績ヲ確定スルヲ可トス。

第四十八條

本條ノ意見ハ甚ダ疑ナキ能ハズ、反テ其ノ生長ノ惡シキ樹種ハ、之ヲ林地ノ保護トシテ存置シ、其ノ善キモノヲシテ益生長セシムルヲ適當ナリトス、然レドモ又生長ノ善キ樹種ト、生長ノ惡シキ樹種トヲ混淆セル場合ニハ、之ヲ疎伐スルニ當リ、其ノ生長ノ善キモノヲ以テ生長ノ惡シキモノ、保護ト爲スコトアルベシ。

附録ノ疎伐調査表ハ甚ダ疑ハシキ例ナリ、一町步ニ一万本ノ多數苗木ヲ植栽スルハ已ニ尋常ニアラズ、而シテ予モ亦最終ノ表ニ引証スル所ノ七分乃至九分ノ弱キ疎伐ノ方ヲ採ルモノニシテ、他ノ諸表ニ示スガ如キ三割乃至四割、若クハ壹割貳分乃至二割ノ強キ疎伐ハ之ヲ採ラザルナリ、又主要物タル材積ヲ脱ス。

千九百三年三月十一日東京ニ於テ

普魯士國レギールンクス、ウンド、フォルストラート、シルリング署名

著者曰ク、右ハ普國縣兼森林參事官、シルリング氏ノ親カラ筆記セラレタル獨逸語ノ原文ヲ、予ノ同僚御料局技師、林學士佐々木和策君ガ公退ノ餘暇ヲ以テ特ニ予ノ爲メニ翻譯セラレタル所ノモノナリ、而シテ原文ハ印刷ノ都合ニ依リ之ガ掲載ヲ省略ス。

農科大學教授林學博士本多靜六君批評

拜啓益御安康奉賀候貴著杉檜林疎伐法通讀翫味仕候誠に有益の御著書と感服仕候強て望蜀の感を述べ候得ば

第一條ノ(8)間收入ヲ伐期ニ於テ後價ニ計算スルトキハ云々ハ本書中後價ナル者ノ解釋ナキ以上ハ普通ノ林業家ニハ解セラレザルベキニヨリ銀行ニ預ケ利殖シ置ク時ハトカ何トカニ改メラレテハ如何ヤ

第三條 循環中五年目乃至十年目ハ十五年目若クハ二十年目トシテハ如何ヤ今日一般ノ林業上ニテハ中年以上ノ森林ニ就キ疎伐ノ循環ニ十五年以上ヲ要スルユト少ナカラズト存候

第四十三條 利用ノ見込ナキ疎伐材ノ材積迄モ調査スルハ

一般民業上ニハ如何アルベキカ伐採ノ記號ヲ付スル爲メ削
 リ取りタル皮片ヲ數ヘテ本數ヲ知ル位ニシテハ如何ヤ
 第四十五條 極印モ民業ニハ必要ナカルベク殊ニ小木ノ場
 合ニハ其煩ニ堪ヘザルコト、存候
 先は御依頼迄右書付置候勿々頓首

大和國吉野郡川上村大瀧ノ杉林中ニテ

明治三十六年四月十一日

本多 靜六

鹽澤 學 兄机下

著者曰ク右ハ曩ニ拙著ノ原稿ニ就キ本多博士ノ批評ヲ乞ヒタルニ、博士ハ
 其後吉野地方へ出張セラレ、出張先キヨリ態々之ヲ寄贈セラレタルモノナ
 リ、是レ博士署名ノ肩ニ吉野大瀧杉林中云々ト記載アル所以ナリ。

附 錄 其 一

杉 檜 疎 伐 收 益 調 査 表

第一、吉野杉林。一町步壹万本植栽

(望月林學士ノ「吉野森林ニ於ケル林木生長ノ研究」ニ據ル)

林 齡	林木現在本數	疎伐歩合	疎伐本數	單 價	總 價	後 價
一〇年	九,〇〇〇本	三〇	二,七〇〇本	〇,〇〇五	一三,五〇〇	四,七〇〇
一七	六,三〇〇	四四	二,八〇〇	〇,〇一〇	二八,〇〇〇	六,九四三
二五	三,五〇〇	四	一,四〇〇	〇,〇三〇	四二,九〇〇	七,二〇〇
三五	二,〇〇〇	二六	五二〇	〇,〇七〇	三九,九〇〇	四,一一一
四〇	一,五〇〇	三三	三九〇	〇,一五〇	五二,五〇〇	三,三二一
五〇	一,一五〇	二六	三〇〇	〇,五一〇	一五,一〇〇	五,九四一
六五	八五〇	二四	二〇〇	一,五〇〇	三〇,〇〇〇	七,一五二
七五	六五〇	二七	一七五	一,五〇〇	二六,二五〇	三,八四二
八五	四七五	三	一〇五	四,八〇〇	五〇,四〇〇	四,五二八

杉檜疎伐收益調査表

杉檜林疎伐收益調査表

合計	(伐期)		計	100	85	70	60	55	45	35	25	20	17
	杉	檜											
1	274	218	1	461	559	755	1,098	1,539	2,058	2,744	3,528	4,410	5,488
1	1	1	1	15	18	26	33	42	55	73	96	125	162
9,016	(主伐)	274	8,624	696	696	196	343	441	519	686	784	1,078	1,276
1	274	1	1	11,000	7,000	3,000	1,300	0,700	0,400	0,270	0,150	0,080	0,050
9,758.37	5,488,000	78,000	3,570.37	8,280,000	6,660,000	5,880,000	4,590,000	3,870,000	2,760,000	1,852,000	1,176,000	705,000	445,500
5,348.1	6,188	47,293	1,399	2,333	4,140	5,123	5,230	4,949	5,636	4,577	3,497	3,580	2,198

備考

後價伐期ニ至ル元利合計ハ著者ノ計算ニ係ルモノニシテ、利率ハ五銖トス、以下三表之ニ同シ。又第一表及第二表ニ掲グル疎伐ノ歩合モ亦著者ノ算出セルモノトス。

第二、吉野杉檜混淆林。一町歩杉七千本、檜二千八百本植栽。

(森庄一郎氏著吉野林業全書ニ據ル)

林齡	林木現在本數	疎伐歩合	疎伐本數	單價	總價	後價	後價
五年	9,016本	三	1,078本	0,010	10,780	1,111	1,111
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計	115	115	115	115	115	115	115
計	115	115	115	115	115	115	115
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
115	310	16	60	4,800	2,880,000	1,589	1,589
合計							

参照

左ニ記スルハ第五回内國勸業博覽會吉野材木出品協會出品、伐木造材運輸ノ方法及成績ヨリ採萃セシモノニシテ、吉野ニ於ケル疎伐法ノ大要ヲ知ルヲ得ベシ。因ニ云フ、吉野杉林ハ從來百年以上百三十四年以内ヲ以テ伐期トナセシガ、近來清酒ノ嗜好變化シ、樽丸酒樽ノ如キモ内稀邊材ト心材トノ境目ナル内面淡紅色ニシテ外面白色ナルモノナリ、之ヲ以テ製作シタル樽ニ清酒ヲ貯藏スルトキハ淡紅色ヲ與ヘ且ツ其ノ味ヲ醇良ナラシムノ需用ヲ増加シ、其ノ價格、内稀ハ極稀又赤稀ト云フ、心材ニシテ全部淡紅色ナリノ二倍トナリシ爲メ、現今ニ於テハ伐期ヲ短縮シテ凡ソ八十年トナスニ至レリ。

間伐ノ要旨

吉野森林ニ於ケル植樹方法ハ、密植ニシテ、樹冠ノ密閉ヲ適度ニ保タシメ、通直長大ニ、且木理ノ整齊ニシテ、工藝的價值ノ優等ナル木材ヲ養成スルト共ニ、一面ニハ森林經濟上其前收入ヲ多ク得ンコ

トヲ目的トス、故ニ植付後皆伐ニ至ルマデハ、常ニ或ル期間ヲ隔テ、間伐ヲ行ヒ、以テ前收益ヲ計ルト共ニ、其間伐ハ主トシテ被害木、障礙木及生長ノ遲鈍ナルモノ、其他上長ノ迅速ニ過クルモノ等ヲ伐採シテ、林相ノ改良ヲ期スルニ在リ。

間伐ノ年度及歩合

間伐ノ歩合ニ就テハ、林業家ノ最モ熟練考慮ヲ要スル處ニシテ、林地林況ノ如何ニヨリ一様ナラザルヲ以テ、一言ニ之ヲ盡スコトヲ得ズト雖ドモ、専ラ樹林ノ粗密ニ注意シ、生長ノ均一ヲ計ルヲ肝要トス(標準表ハ之ヲ略ス)

間伐木ノ撰定

間伐木ノ撰定モ亦森林經理上肝要ナル作業ノ一ナリ、若シ其撰定ヲ誤ランカ、全森林ノ發育ヲ損シ、爲メニ良材ヲ得ル能ハザルニ至ル、故ニ吉野郡ニ於テ之ヲ撰定スルニハ、各林業家ガ其山林ノ看守ヲ指揮シ、間伐材ノ樹(通例あてト稱ス)ニ鉦ヲ以テ皮ヲ剝クカ、又ハ極印ヲ鑿記シテ、其間伐スル木材ナルコトヲ表明スルナリ。

備考

尾鷲地方ニ於ケル間伐ノ目的ハ、主トシテ劣樹ヲ洗伐シ、優樹ヲ保殘シ、以テ其ノ生存ヲ適度ナラシメ、法正眞直ナル良材ヲ得ントスルニ在リト云フ。第一回ノ間伐木ハ平均長二十五尺、直徑二寸五分、第二回ノモノハ平均長三十三尺、直徑三寸四分、第三回ノモノハ平均長三十八尺、直徑四寸六分ナリ。伐採ハ十月ヨリ始メ、翌年一月ニ終ルヲ常トスルモ、樹皮ヲ利用シ得ルモノハ夏期土用中之ヲ行フ、俗ニ秋伐ト稱ス、第一回及第二回ノ間伐ニ於テハ小頭常備人夫中、品行方正ニシテ實着、殊ニ經驗ニ富ミ、事業ニ熟練ナルモノヲシテ人夫ヲ監督シ、健全ナル良木ヲ伐ルヲナカラシム、第三回ノ間伐ハ小頭ヲシテ豫テ殘スベキ良樹ニ一々番號ヲ記シ、以テ間伐スベキモノト區別シ、然ル後、伐木ニ從事セシム。而シテ伐木ハ凡テ斧ヲ以テ成ルベク地面ニ接シテ伐採ス、伐リ倒シタル樹木ハ、鎌ヲ以テ梢部ヲ少シ殘シ、其他ハ悉ク樹皮ヲ剝ル、之ヲ名ツケテけづりむきト云フ。間伐木ノ利用ニ二種アリ、一ハ方言なる、一ハ丸太ナリ、なるハ

丸太ノ一種ニシテ伐採點ヨリ梢端迄存スルモノヲ謂ヒ、眞直ナルモノハ、小船ノ棹トシテ特ニけづりむき材ヲ貴ビ、其他ハ稻掛竿及苗圃ノ日覆霜覆ノ力木トシテ、皮剝丸太ニ比シ能ク保存ニ耐ユ、丸太ハ樹木ヲ適當ノ長サニ切斷シテ之ヲ作ル、角材ハ第三回間伐木ノ太キモノヨリ得ルコトアレドモ甚ダ稀ナリトス。丸太及角材トナス爲メニ伐採木ヲ更ニ切斷スル仕事ヲ間尺ト云フ。

第四、四ッ谷丸太杉林。一町步六千本植栽。

(原林學士ノ「四ッ谷丸太論」ニ據ル)

林齡	林木現在本數	疎伐歩合 <small>(百分率)</small>	疎伐本數	單價	總價	後價	後價
二年	五,九四〇 _本	七	四〇〇 _本	〇,〇一七 _円	六,六六		三 _円
五年	五,五四〇	八	四五〇	〇,〇一五 _内	一,一五		四
八年	五,〇九〇	九	四五〇	〇,〇三八 _餘	一,七三〇		五
三年	四,六四〇	八	三八〇	〇,〇五六 _内	二,一一		五
六年	四,二六〇	八	三五〇	〇,〇八三 _餘	二,九三		七

杉檜林疎伐收益調査表

合計	(伐期)		計	元	三	計	元	三
	翌	(主伐)						
—	三三〇〇	—	—	三六〇〇	三九一〇	—	—	—
—	—	—	—	八	八	—	—	—
五、九四〇	三三〇〇	二、四〇〇	—	三〇〇	三〇〇	—	—	—
—	〇、三〇〇	—	—	〇、一〇〇	〇、二五	—	—	—
二、四九四、四〇	三、三〇〇、〇〇	一、八四〇、〇〇	—	六〇、〇〇	三、七五	—	—	—
二、七三	三、三〇	四三	—	八	三	—	—	—

附 錄 其 二

疎伐及受光伐試驗實行手續

千九百二年(明治三十五年)九月十二日「ドレーン」市ニ於テ獨逸森林
 試驗場組合會議ノ議決

第一條 本試驗ハ疎伐及受光伐ニ就キ其ノ種類及強弱ノ程度
 ガ左ノ二項ニ及ボス影響ヲ確定スルヲ目的トス。

- 一、一林分ノ總生長量、存置木ト伐採木トニ於ケル生長量
 ノ分配、立木ノ本數、直徑、樹高及幹形。
- 二、地況。

第一章 基則

第二條 一林分ノ立木ハ左ノ如ク區別スルモノトス。
 甲、優樹 是レ林蓋ノ上部ヲ分領スル總ベテノ立木ヲ包
 括スルモノトス。

第一級 樹冠ノ發達齊正ニシテ且幹形完全ナルモノ。
 第二級 樹冠ノ發達齊正ナラズ、又ハ幹形完全ナラザ
 ルモノ。

- (1) 排拶木
- (2) 不良ノ前生木
- (3) 歪形木、特ニ雙生木
- (4) 鞭打木
- (5) 病木

乙、劣樹 是レ林蓋ノ上部ヲ分領セザル總ベテノ立木ヲ包
 括スルモノトス。

- 第三級 生長遲滯セルモ尙枝葉ヲ存スルモノ。
- 第四級 樹下ニ壓セラレ、モ尙生氣アルモノ。
- 第五級 將ニ枯死セントシ、若クハ已ニ枯死セルモノ。

弱小ニシテ屈撓セルモノモ亦之ニ屬ス。

第三級及第四級ハ林地及林木ノ保護上ニ關係ヲ有
 スレドモ、第五級ハ之ガ關係ヲ有セザルモノトス。

第三條 疎伐ハ立木ニシテ枯死シ若シクハ枯死セントスルモ
 ノ、又ハ生長ノ遲滯セルモノ、又ハ病ニ罹リタルモノ、又ハ樹冠
 或ハ樹幹ノ形狀完全ナラザルモノ、又ハ樹冠及樹幹ノ形狀完
 全ナルモ他ノ存置スベキ高價且有望ナル立木ヲ害スルモノ
 ナ伐採スルヲ原則トス。故ニ疎伐ハ立木ノ第五級乃至第二級
 ニ屬スルモノ、一部又ハ全部ヲ伐採シ、第一級ニ屬スルモノ
 ハ之ヲ例外トシ、而シテ永ク鬱蔽ヲ破開スルコトナカラシム
 ルモノトス。
 受光伐ハ之ニ反シテ第二級乃至第五級ニ屬スル立木ノ外、又
 生長旺盛ニシテ健全ニ、且存置スベキ隣接木ニ對シテ現ニ何

等ノ障碍ヲチサハルモノ、即チ第一級ニ屬スルモノ、大部分若クハ一部分ヲ伐採シ、而シテ永ク鬱蔽ヲ破開スルモノトス。鬱蔽ノ破開ハ林木生存期間繼續シ、又ハ「ゼーバッハ」氏ノ受光作業ニ於ケル如ク、少クモ或ル長期間ニ亘ルベシ。

第四條 疎伐ノ種類及程度ハ左ノ區別ニ依ルモノトス

甲、普通ノ疎伐(低度ノ疎伐)

一、弱キ疎伐(A度)、是レ枯死シ若クハ枯死セントスルモノ、弱小ニシテ屈撓セルモノ(第五級)及病ニ罹リタルモノ、ミチ伐採シ、只比較生長試験ノ材料ヲ得ルモノトス。

二、中庸ノ疎伐(B度)、是レ枯死シ若クハ枯死セントスルモノ、弱小ニシテ屈撓セルモノ、樹下ニ壓セラレタルモノ、鞭打木、異大ナル不良ノ前生木ニシテ枝打ニ依リ無

害トナスヲ得ザルモノ、及病ニ罹リタルモノ(第五級)第四級並ニ第二級ノ一部ヲ伐採スルモノトス。

三、強キ疎伐(C度)、是レ總ベテ第二級乃至第五級ニ屬スルモノ、并ニ第一級ニ屬スルモノ、一部ヲ徐々ニ伐採シ、而シテ樹冠ノ發達齊正ナルモノ、及幹形ノ完全ナルモノヲ、成ルベク平等ニ分配シテ存立セシメ、以テ該樹冠ガ各方面ニ向ツテ自由ニ發達シ得ルノ空間ヲ與フベシト雖モ、永ク鬱閉ヲ破開スルコトチカラシムルモノトス。

B度及C度ノ疎伐ニ就テハ更ニ左ノ原則ヲ適用ス。

- (1) 優樹ヲ伐採スルガ爲メ空竇ヲ生スル總ベテノ場合ニハ、該所ニ於テ樹下ニ壓セラレタルモノ、或ハ生長ノ遲滯セルモノヲ其儘ニ存置スベキコト。

(2) 第二級ニ屬スル健康ノ立木ニシテ樹冠ノ發達又ハ幹形ノ不良ナルモノヲ伐採スル場合ニハ、總林木ノ性質及鬱蔽ニ注意シテ之ヲ制限スベキコト。

乙、高度ノ疎伐、是レ他年伐期ニ達スルマデ存置スベキ立木ヲ特別ニ撫育スル目的ニ依リ、能ク劣樹ノ一部ヲ保護シテ優樹ヲ伐採スルモノトス。之ニ就キ二種ノ程度ヲ區別ス。

一、弱キ高度ノ疎伐、是レ枯死シ若ハ枯死セントスルモノ、弱小ニシテ屈撓セルモノ、其他不良ノ形ヲナスモノ、病ニ罹リタルモノ、雙生木、排拶木、鞭打木、并ニ同等ナル立木ノ密群ヲ疎ニスル爲メ除去ヲ要スルモノヲ伐採スルモノニシテ、則チ其ノ伐採スベキモノハ第五級、第二級ノ大部分及第一級ノ一部ナリトス。若シ不良ノ前

生木及他ノ歪形木、就中雙生木ノ存在スルコト多キトキハ、一時ニ強ク鬱蔽ヲ破開スルヲ避クルガ爲メ數回ニ伐採スベシ、又此類ニシテ最初疎伐ノ際ニ殘存スルモノハ枝打ヲナシ若ハ雙生木ノ一肢ヲ除去シテ差當リ害ナキ様ニスベシ。

此ノ程度ハ主トシテ幼林木ニ對シテ之ヲ行フモノトス。

二、強キ高度ノ疎伐、此ノ程度ハ伐期ニ達スルマデ存置スベキ立木ヲ直接ニ撫育スルヲ努ムルモノトス、此目的ニ對シテハ枯死シ若ハ枯死セントスルモノ、弱小ニシテ屈撓セルモノ、病ニ罹リタルモノ、外、又伐期ニ達スルマデ存置スベキ立木ニ對シ之レガ完全ナル樹冠ノ發達ヲ障礙スルモノヲ伐採スベシ、則チ第五級并ニ

第一級ト第二級トニ屬スルモノ是ナリ。

此ノ程度ハ主トシテ老林木ニ適スルモノトス。

第五條

受光伐ノ影響ニ關スル試驗ハ、林木鬱蔽ノ永久ナル破開ガ總林木若ハ各樹ノ體積生長ニ對シ、最強ナル疎伐ニ依リテ達スベキ材積ヨリモ尙幾何増進スルヲ得ベキヤ否ヤノ調査ヲナシ、且生長量ハ立木本數ノ大ニ減少スル爲メ何レノ處ニ於テ下降ヲ始メ、而シテ何レノ處ニ於テ各樹生長ノ上昇限界ヲ存スルヤノ調査ヲナスベキモノトス。

此ノ目的ニ對シテハ「ゼーバッハ」氏ノ受光作業ノ如キ特別ナル試驗ヲナシ、其ノ程度ハ左ノ二種ニ區別スベシ。

- 一、弱キ受光伐
- 二、強キ受光伐

弱キ受光伐ハ〇度ニ依リテ疎伐セル比準地ノ樹幹底圓積ノ

二割乃至三割、強キ受光伐ハ全シク其ノ三割乃至五割ヲ伐採スルモノトス。

強キ受光伐ハ總生長量ガ最大限ニ達スルマデ受光ノ度ヲ増スベキモノトス、故ニ必要ニ依リテハ前掲ノ伐採額ヲ超過セシムルヲ得ベシ、〇度ヨリモ不足ナル比準地ニ於テハ先ツ該度ニ從ツテ受光伐地ヲ疎伐スベシ

鬱蔽セル林木ヲ受光ノ状態ニ推移セシムルハ徐々ニ之ヲナスベシ。

第六條

最強ナル普通ノ疎伐(低度ノ疎伐ニ於ケル〇度)及受光伐ハ、人工若ハ天然ニ成立セル下林木及間林木ガ體積生長及地況ニ及ボス影響ニ就テノ試驗ト結合スルヲ得ベシ。

此目的ニ就テハ同一ニ取扱ヲナス試驗地ヲ一對ニ設置シ、一ハ下植セルモノニシテ、一ハ下植セラレザルモノトス、若シ下

木ノ已ニ存在スル場合ニハ、一方ノ試験地ニ於ケル該下木ヲ
バ之ヲ除去スベシ。

第七條 林木生存期間平等ニ取扱フ試験地ト共ニ、又比較上種
類及程度ニ依リテ徐々ニ強フスル伐採ノ影響ヲ驗知スベキ
モノヲ設備スベシ。

第二章(自第八條至第十五條)ハ試験ノ執行、第三章(自第十六條至第二十五條)
ハ生長ノ經過ニ就テノ調査法ヲ規定セルモ、本篇疎伐施行法ニ直接ノ關係
ヲ有セザルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス。

杉檜林疎伐法終

明治三十七年十一月三日印刷
明治三十七年十一月十日發行

杉檜林疎伐法與付
正價金貳拾五錢

著 者

鹽 澤 健
東京市四谷區四谷本村町三十四番地

發 行 者 兼 印 刷 所

穴 山 篤 太 郎
東京市京橋區南傳馬町二丁目十三番地
電話本局一〇五五番
丸利印刷合資會社
東京市神田區三河町二丁目十四番地



發 行 所

東京市京橋區
南傳馬町二丁目

有

隣 堂

特約販賣所

大坂市南區
心齋橋筋二丁目

松 村

文 海 堂

電話本局千五十五番
電話東八十五番

弘通書林															
東京市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
遠江濱松	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
谷島屋源三郎	吉見文次郎	三輪東四郎	片野嘉一	農屋嘉一	本屋嘉一	坂田嘉一	三田嘉一	内田嘉一	川田嘉一	多田嘉一	木田嘉一	西村嘉一	高橋嘉一	目黒嘉一	安中嘉一
松江市	高岡市	富山市	同	加賀市	金澤市	加賀市	福井市	秋田市	山形市	同	陸奥市	青森市	弘前市	盛岡市	同
有田	中田	三田	平田	同	宇都宮	日新	成見	五十嵐	兼子	浦山	同	今泉	佐々木	庄司	佐政
小樽	同	札幌	同	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌
白鳥	札文	進興	久永	吉田	津野	修進	同	長崎	河内	甲斐	菊竹	積善	森岡	澤本	世良
店	舎	園	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂

松村農學士校訂鳥羽源藏君著
第四版
昆虫標本製作法

世の開明に於ては、學術の進歩に連れ、新なる標本を要する勿論にして、之が製作を試むるものありと雖、其材料の乏しきに苦む者多し。本書は昆虫の變態、體軀の分類、器具、藥劑等を網羅し、其採集、製作、標本に至るは周到に其詳ならざる所には、一々圖畫を以て示し、丁寧且つ親切なり。實業家、初學者共に至便の良書なり。

農事講習全書

本書は著者多年の経験に照し、短期農事講習會を科用として編纂せられたるもの。巻首に先づ稲作、法を論じ、次に麥作、法、土壌、改良、肥料、學、作物生理、學、植物病、害、論、昆、虫、學、等、を細大漏さず、詳記したるものなれば、各府縣農事講習會は勿論、各農學校、農業補習學校等の教科用、に好適せり。特に一般農家に於ては、参考の資、を益蓋し、大なり。特、信、幸、に、江、湖、各、位、試、に、一、本、を、藏、し、て、本、書、の、真、價、を、知、ら、る、べ、し。

ドクトル市川延次郎先生著
植物模範圖

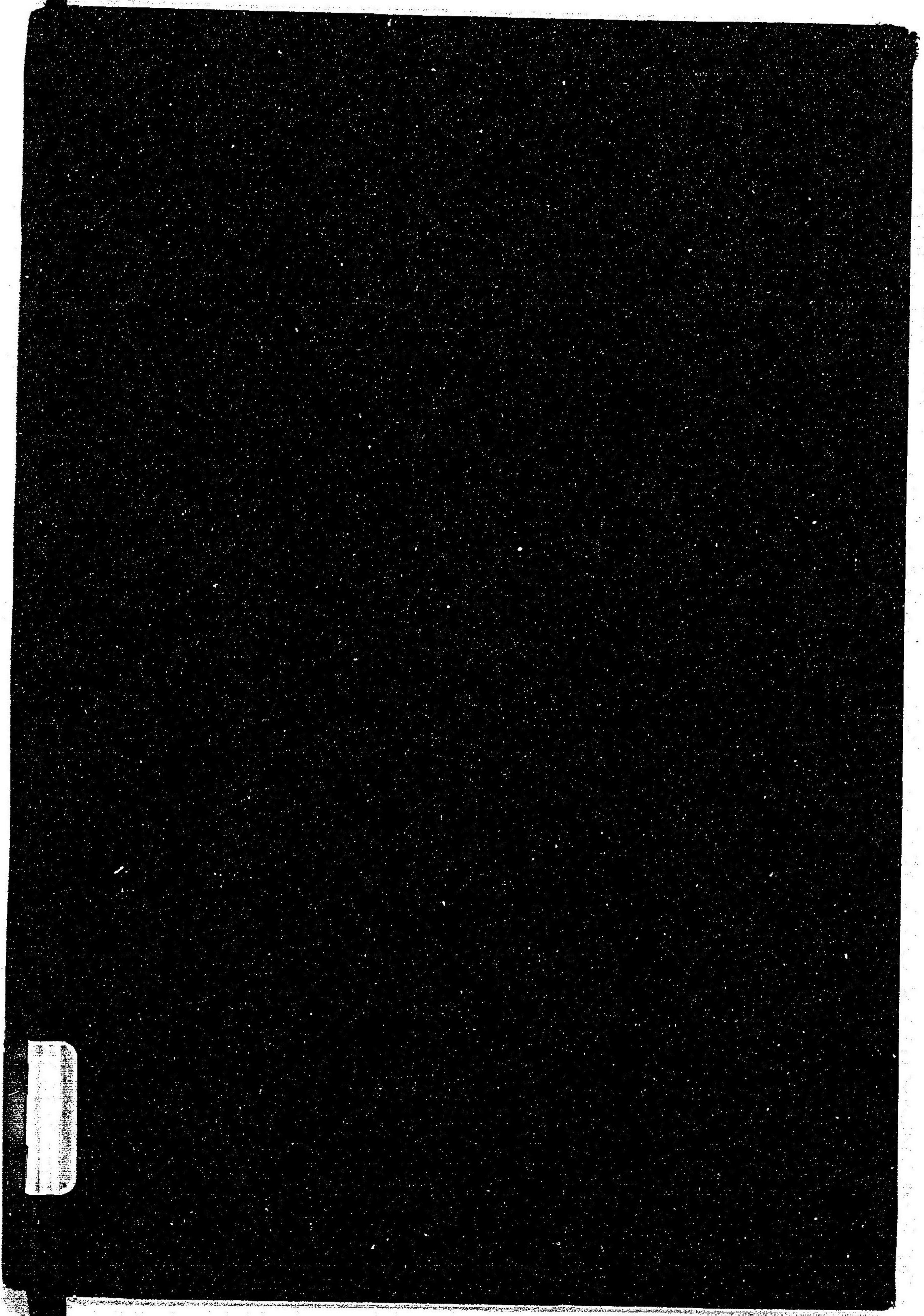
（甲種）掛立兼用 ● 每版價廿錢 ▲ 六版迄小包十錢
（乙種）並製 ● 每版價十五錢 ▲ 五版迄郵税二錢

第一版 ● 農作物の部（第一集） たうなす
第二版 ● 食虫植物の部（第一集） うつぼかづら ● み
第三版 ● 食用菌の部（第一集） まつだけ
第四版 ● 植物病菌の部（第一集） さうりのつゆかび
第五版 ● 同上（第二集） くはもんば
第六版 ● 同上（第二集） かりまたぐさ ● な
第七版 ● 食虫植物の部（第二集） かりまたぐさ ● な
第八版 ● 食虫植物の部（第二集） かりまたぐさ ● な
第九版 ● 食虫植物の部（第二集） かりまたぐさ ● な
第十版 ● 食虫植物の部（第二集） かりまたぐさ ● な

特色 ● 解剖精密 ● 着色鮮明 ● 材料特撰 ● 體裁優美
● 教科用 ● 憲法新 ● 用紙上等 ● 標本用 ● 參考
● 扮本用 ● 裝飾及贈物用 ● 東京市京橋區南傳馬町二丁目

發兌 書肆 有隣堂
電話本局一〇五五番

79
757



11

79
457

065221-000-6

79-457

杉檜林疎伐法

塩沢 健/著

M37.11

CCE-0047



